

【提出書類について】

育成経営体への選定を希望する林業経営体は、申請に際して以下の書類を提出してください。

ただし、当該林業経営体が、

林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合には、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録の情報と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができます。

（提出書類一覧）

書類名称	注
【申請書類】	
育成経営体選定申請書（様式1）	○
林業経営体に関する情報（様式2）	○
【添付書類】	
(1) 履歴事項全部証明書（法人）又は住民票（個人）	○
(2) 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）	○
(3) 三重県内の森林における1年以上の森林施業の実績を確認できる書類	○
(4) 労働者を雇用している場合は、雇用に関して交付している文書の様式	○
(5) 労働者を雇用している場合は、社会・労働保険等への加入状況を確認できる書類	○
(6) 就業規則を制定している場合は、就業規則の写し	○
(7) 貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写し（いずれも直近3年分）	○
(8) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○
(9) 主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○
(10) 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○
(11) 修了証の写し等、労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況を確認できる書類	○
(12) 労働災害の再発防止のための対策等を記載した文書及びその対策を実行していることが確認できる書類	1
(13) その他、地域への貢献に関すること等が確認できる書類	2

印の書類を提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

添付書類のうち、(1)～(7)の書類については、認定事業主である場合は省略できます。

ただし(2)・(7)は、申請時と認定時で年度が異なる場合は、最新の書類を添付してください。

1は、<別紙2>の(7)雇用管理の改善及び労働安全対策に関する基準又はを満たしていない場合に添付してください。

2は、地域への貢献、表彰実績、経営の健全性等に関する情報がある場合に添付してください。